



PARTNERSCHAFTSGESELLSCHAFT mbB

ペーターズ法律事務所 Zoom ウェビナー 2022年7月28日（木）

雇用契約改定の必要性

-過料を回避するために在ドイツ日系企業が知っておくべきこと-

本日のウェビナー出演者



リヒャルト 正光 シャイフェレ
弁護士 | パートナー
ジャパンデスク部長
労働法・会社法・滞在許可法



ゲルハルト・シュテルツァー
弁護士 | パートナー
労働法専門



ニクラス・ブルマー
弁護士 | アソシエイト
労働法専門



小川 克己
弁護士 | アソシエイト
ジャパンデスク
商法・関税法・経済行政法

PETERS Rechtsanwälte
Partnerschaftsgesellschaft mbB
Burggrafenstraße 5
40545 Düsseldorf

Tel +49 (0) 211 66969515 (日本語)

Fax +49 (0) 211 66969594

masa@peters-legal.com (日本語)

www.peters-legal.com

目次

- 「雇用条件指令」(EU) 2019/1152・ドイツ国内法批准
- 雇用契約と証明法
- 2022年8月1日施行、改正証明法
- その他 2022年8月1日施行法改正: 労働者派遣法
- その他 2022年8月1日施行法改正: パートタイム有期雇用契約法
- 質疑応答

EU(欧州連合)「雇用条件指令」(EU) 2019/1152・ドイツ国内批准

- EU内「透明性及び予測可能な雇用条件」に関するEU指令
- 批准期限(2022年7月31日)ギリギリにドイツ連邦により国内法化、2022年8月1日

施行

- 労働者派遣法、職業訓練法、証明法、パートタイム有期契約法に影響
- 特に「証明法」の改正により、在ドイツ日系企業含む全ドイツ企業、雇用主による雇用契約書作成実務が複雑化

雇用契約と証明法

- 雇用契約における書面形式は(有期契約除いて)契約成立の有効要件ではない
- ただし旧証明法にも既に雇用主は、従業員に対して雇用契約関係のコアな条件について書面にて「証明」(条件を記した書面を署名の上、物理的に手渡す=「証明」)の義務(主に契約当事者とその住所、労働場所、労働時間、給与構成、有給休暇日数、解雇(解約)予告期間など)
- 従業員は雇用主に雇用条件の「証明」請求権、違反による従業員側の経済的損害発生の際、損害賠償請求も

2022年8月1日からの改正証明法

- 有期契約の終了日又は有期契約の特定の目的の達成による終了（理由付き有期契約）
- 従業員が契約上、就業場所を自由に選択する権利が認められている場合はその旨
- 試用期間
- 賃金の構成要素、金額、支払日、支払い方法
- 労働時間、休憩時間、契約で合意されたシフト制（シフトの順番及び期間、休憩の間隔や長さ）、労働時間やシフトを変更する場合はその条件
- 雇用主がオンコール制を導入している場合は、その詳細

2022年8月1日からの改正証明法

- 時間外労働を命令できるか否か、できるのであればその条件及び時間外労働の対価
- 雇用主が研修・教育訓練の機会を与えている場合は、その旨
- 企業年金制度を導入している場合、年金保険者の名前及び住所
- 雇用契約の解雇(解約)予告期間、解雇(解約)通知の書面形式、遵守すべき解雇(解約)手続き、解雇保護法第4条に基づく解雇保護訴訟の出訴期間
- 雇用関係に適用される労働協約や事業所協定についての言及

2022年8月1日からの改正証明法

- 雇用条件は書面にて、すなわち紙面書類を署名の上、手渡す（実務的には通常雇用契約をもって）
- 電子メール、FAXのような電磁的方法（「テキスト形式」）は認められない
- 証明義務は、従業員の就業開始時に履行すべきものから、就業開始から一ヶ月以内に履行すべきものまで様々
- 法改正は新規締結される契約が主に対象、但し改正前に就業を開始している従業員については新たに導入される証明義務につき、従業員側請求があった場合のみ履行義務

2022年8月1日からの改正証明法

- 今回の改正により、初めて過料が導入
- 証明義務につき全く履行しない、不正確、不完全、法律に定められた方法に反する、もしくは不履行のまま期限が過ぎた場合、雇用主には秩序罰として過料
- 過料は最高で2,000ユーロ
- 今後、当該法律の遵守についての監督官庁及び行政違反処分管轄官庁は州の上位官庁になります(ノルトライン＝ヴェストファーレン州であれば州の労働・健康・社会省)。

その他 2022年8月1日施行法改正: 労働者派遣法

- 労働者派遣法の改正によって、派遣元の証明義務が変更
- 派遣元は派遣従業員に対して、派遣先の事業者の商号及び所在地につき証明義務
- 電子メールのようなテキスト形式による情報提供でも適法
- 派遣先は、派遣先での正規雇用を希望する派遣社員に対して、その求めに応じて一カ月以内に、理由を付して将来の正規雇用に対して返答する義務
- 派遣先の返答は電子メール等のテキスト形式でも適法

その他 2022年8月1日施行法改正: パートタイム有期雇用契約法

- パートタイム従業員のフルタイムへの移行につき、従業員が少なくとも6ヶ月以上パートタイム勤務をしており、当該従業員からフルタイム転換の要求の際、雇用主は要求から一ヶ月以内に電子メール等のテキスト形式で回答する義務
- 有期契約の無期契約転換についても同様、少なくとも6ヶ月以上勤務している有期契約従業員が、無期転換を雇用主に対して請求した際、雇用主は申請から1ヶ月以内に回答
- また、有期契約における試用期間設定は、「有期契約の予定期間と業務の性質に比例」していなければならない(但し民法上、試用期間の最長は6ヶ月なので、判例待ち)

労働法、改正証明法他・質疑応答

Nachweisgesetz u.a.: Fragen und Antworten

ご清聴どうもありがとうございました。
Vielen Dank für Ihre Aufmerksamkeit!



リヒャルト 正光 シャイフェレ
弁護士 | パートナー
ジャパンドesk部長
労働法・会社法・滞在許可法



ゲルハルト・シュテルツァー
弁護士 | パートナー
労働法専門



ニクラス・ブルマー
弁護士 | アソシエイト
労働法専門



小川 克己
弁護士 | アソシエイト
ジャパンドesk
商法・関税法・経済行政法

PETERS Rechtsanwälte
Partnerschaftsgesellschaft mbB
Burggrafenstraße 5
40545 Düsseldorf

Tel +49 (0) 211 66969515 (日本語)

Fax +49 (0) 211 66969594

masa@peters-legal.com (日本語)

www.peters-legal.com